

## 第5回 安中市景観計画策定委員会 議事概要

- ・開催日：令和3年6月30日（水）
- ・出席委員：11名（欠席委員4名）
- ・議事内容：次のとおり

### 3 議題

#### （1）第4回景観計画策定委員会 開催報告

##### ○委員

方針部分の表現として、抽象的な箇所と計画として具体的になりすぎているようなところもあるのかなと感じている。また、全体的な記載内容の調整を行った方が良い。

- ・P57など、イメージ図の吹き出し内容が曖昧になっている。
- ・『市役所周辺』と具体的に記載しているところと、『温泉地周辺』と具体的でないところがある
- ・『道路照明』だけでなく他の付属物についても配慮するため『道路照明など』とした方が良い。
- ・吹き出しの文言が図毎に異なっているため、表現は統一した方が良い。
- ・空をしっかり見せるために『無電柱化』を行うなど、景観に配慮する目的も記載した方が良いと思う。

##### ○事務局

商業地域のイメージ図は代表的な場所として記載したもので、全てをこのようにしていくという意図ではない。

##### ○委員長

『景観に配慮した道路照明』と『統一感のある照明』というのはそれぞれ違うことを意図して表現しているのか。

##### ○事務局

磯部温泉では、商店街や地元の温泉組合が設置している照明灯と、道路の管理者が設置する道路照明とがあり、一般的に商店街は統一感のある照明にしているため、書き分けている。

##### ○委員長

書き分けているのであれば、もう少し表現を追加してあげたほうが良い。

##### ○委員長

市役所周辺には、道路照明以外にもあるとのご指摘について、照明は例示であるが余計な誤解を生まないように「など」を入れても良いと思う。検討してほしい。

##### ○副委員長

屋外広告物・照明などについて、方針の文面は各地区で同じものが記載されている

が、図を見ると少し表現が変わっている。文章では違和感がないため同様の表現としているが、絵を描いてイメージを確認すると、道路照明や温泉地の照明であり方が異なってくることから、異なる表現としたのだと思う。

したがって、屋外広告物についても地区によってあり方が異なってくると思うので、書き分けられると良いと思う。

○委員長

共通する文言であっても、地区毎の特性を踏まえた書き分けができるのではないかという指摘である。地区の景観の特性を踏まえた記述とできると思うがどうか。

○事務局

文章のほうで全般的なことを書いて、それよりさらに細かいところをイメージ図としている。重点区域を設定する際に地区毎の細かい内容を決めていくこととしている。記載内容は確認する。

○委員長

『温泉地』は複数あるというご指摘について、誤解がないように『磯部温泉』と書いてしまったほうがわかりやすいと思う。

○委員長

P56・57、目的との関係を記載するというご指摘について、書き方は工夫できる点があるのかは検討してみしてほしい。

○委員長

上位・関連計画のまとめについて、どの上位計画をもとに書かれているのかということがよくわかりづらいため、記載したほうが良いと思う。また、それ以外の内容があるかもしれないので、一度精査していただいたほうが良いと思う。

西毛広域幹線道路が『整備予定』というのは、不要と思う。ご意見を踏まえ、P2では上位計画は残し、P9は精査するというでいかがか。

○事務局

承知した。西毛広域幹線道路については、一部開通しているので『整備予定』を削除する。また、P9は上位計画の出典を書くような形とすれば良いか。

○委員長

出典を記載しつつ、重要なポイントが漏れていないかチェックした方が良いと思う。

○委員

眺望点と視点場という表現が混在しているので、修正した方が良い。

○委員

景観重要公共施設の西毛広域幹線道路について、指定するのであれば県としっかり

と調整してほしい。現時点では掲載は保留としてほしい。

○委員

景観計画の位置づけについて、県の計画を記載する必要はないと思う。それよりも、その他の市の行政計画との関係性を記載した方が良いと思う。

○委員長

私は県計画も記載した方が良いと思う。

無電柱化推進計画も行政計画として位置づけられており、それを受けて安中市は景観計画の運用を進めていくことになると思うので、私はあったほうが良いと思いが、どうか。

○委員

一般的にはそうした方が良いと思うが、関連性が見えなかったので、除外した方が良いのではないかと考えている。

○委員

上位計画との関連性については、P2でもう少し具体的に説明された方がP9も分かりやすくなるのではないか。

○委員

総合計画・マスタープラン・関連する市計画が、そのままと景観計画に下りているので、どういうふうに関連しているか書いた方が良いと思う。

○委員長

例えば上位計画であれば「即する」など、関連の場合は相互の調整であるとか連携などを記載するということか。

○委員

そういうことを書いたほうがわかりやすくなると思う。

○委員長

上位計画はそれに基づいた計画となり、関連計画は並列であるので、指摘のとおり修正すると良いと思う。

○委員

市独自のものと県から規定されるものが分かるようにすると良いと思う。

○委員

P9、道路及び沿道景観の形成、西毛広域幹線道路が『整備予定』とあるが、整備中であるため、記載する必要はない。

○委員

P39、市街地景観で用途地域、住宅系、商業系、工業系という表現になっているのが、ゴルフ場を入れる必要があるのか。

○委員長

景観資源図の市街地景観について、市街地以外の要素がプロットされている意図を教えてください。

○事務局

P14の景観資源の分類で記載した考え方で分類したものである。

○委員長

市街地景観と記載しているが市街地ではないため、表現を変えた方がよい。市街地景観と施設は分けたほうがよいと思う。

○事務局

修正する。

○委員

景観形成の個別方針について、項目間で重複しているため、全体でまとめたほうがわかりやすいのではないかと。

○委員

方針内容のプラットホームみたいなものを統一して最初に書いておけば、地域毎に重複する内容を書かなくていいという指摘と思う。統一できる用語は統一しておき、地区の細目に行ったときに、具体的な内容が出ればよいのではないかと。

○委員長

地区別方針に重複している事項があるという指摘について、重複も含め地区毎に記載した経緯がある。その理由は、建物等を行おうとする人は、結局自分の敷地に関連する部分しか読まないため、1つの箇所を読めば方針が分かるようにするためである。

○委員

P63、上信越自動車道沿道地区は、群馬県屋外広告物条例における禁止地域である。方針に「周辺への屋外広告物の設置を制限する」と記載されているが、高速道路自体が屋外広告物は禁止になっているため表現を検討した方がよい。

また、「沿道・沿線に設置されている」とあるが、「沿道・沿線」は分かりづらいため表現を変えた方がよい。

「沿道・沿線に設置されている屋外広告物の形状・デザインについて新たなルールの導入を検討する」とあるが、屋外広告物条例を新たに作ることを検討するという趣旨かもしれないが、現時点では県の条例になっているため、齟齬がないような表現にしておいてほしい。

○委員長

P63、上信越自動車道について、屋外広告物の設置を制限とあるが、県条例との整合についてはいかがか。

○事務局

県条例に合わせて記載した。また、「新たなルールを導入する」については、将来的

には安中市屋外広告物条例の策定と権限委譲も検討していきたいとの主旨である。

○委員長

そのあたりの主旨がわかる書き方にした方が良いと思う。

○委員

現時点、屋外広告物条例は県であるため、その旨を最初を書いておくが良いと思う。

○委員長

もしくは注釈で、現時点では県条例によるコントロールを行っていると記載して、今後権限委譲を受け、市が条例を作ったときに新しいルールを導入するということが書かれたほうが良いと思う。

○委員長

沿道・沿線はどうか。

○事務局

修正する。

○委員

P67、鉄道の景観形成方針、「車窓景観・鉄道のある景観を守る」、「鉄道関連施設の適切な維持・管理を行う」とあるが、文面的に趣旨を掲載していくのなりたいと思うのが、管理者の了解を得ているかどうかや、問題が生じてしまわないのかなというのが懸念している。また、上信越自動車道沿道地区についても、「道路及び植栽などの適切な維持・管理を行う」という表現となっているため、表現は調整した方が良いと思う。

○委員

鉄道関連施設は安中市が所有し、観光機構が管理していると認識している。

○委員長

委員のご指摘は、鉄道遺産ではなく JR 信越本線についてであり、おそらく JR が所有・管理していると思うが、それに対して「適切な維持・管理を行う」という書き方が適切なかどうかという質問である。

高速道路や鉄道に関する「適切な維持・管理を行う」という表現については調整されているか。

○事務局

記載上問題ないと考え、調整は行っていない。

○委員長

例えば「適切な維持・管理が図れるように管理主体と連携する」といった表現であれば問題ないと思うがどうか。

○委員

鉄道や高速道路については、「JR の」「NEXCO の」と冒頭に具体的に入れれば誰が読んでもわかると思う。また、語尾は「連携する」になるのではないかと思う。

○事務局

修正する。

○委員

方針は具体的な記載でないと、一定程度勝手にしてしまうことができると思う。もう少し具体的に書かれたほうが誤解を生まないのではないか。

○事務局

方針をもっと書き込むということか。

○委員

書き込めないのなら、「新たなルール導入を検討する」と入れないほうがいい。

○委員長

新たに導入しなければならないという必要性を既に認識しているのであれば、その方向性は示していないとおかしいのではないかということか。

○事務局

新たなルール導入については、景観まちづくりにおける取組案に、にこれから取り組んでいく事項として整理している。今後、景観重要区域などを検討していく中で、より細かいルールを決めていくことを考えている。

○委員

独自のルールを定める際も、エリアとしての景観の一体感が損なわれないように、独自にというところでもある程度外枠を定めておく必要があると思う。

○事務局

景観形成基準として記載している。

○委員

読んだ側が誤解しないように配慮してほしい。

○委員長

景観形成の方針、景観形成基準の記載内容の整合性を再度確認してほしい。

P56、取組案の上に『景観形成方針』とあるので削除すること。

○委員

歴史について、江戸末期から元禄ぐらいから書かれているので、下記のようにもう少し遡って記載してほしい。

- ・ P10 ページの市の成り立ち、江戸時代の前に東山道とあるが、『鎌倉街道』を追加
- ・ 『碓氷の関所跡や』を『日本三大関所の1つである碓氷関所跡』に修正
- ・ P13、『旧中山道の歴史の道整備』に『東山道、鎌倉街道』を追加
- ・ P14、歴史的な景観に、『東山道、鎌倉街道』を追加
- ・ P21、安中教会、『明治11年、新島襄が安中に滞在した際、30人の求道者が洗礼を受けた』あるが、30人ではないため、確認してほしい。

- ・P25、『板鼻堰は』とあるが、人見堰から北板鼻堰へと流れがあり、高崎の長野堰へと続いている点を追加

○委員長

指摘を踏まえ修正してほしい。

## (2) 景観重要公共施設について

○委員長

西毛広域幹線道路に関して、県と調整してから指定すべきとの指摘について、事務局の説明では調整が済んでいるように解釈したがどうか。

○事務局

安中土木事務所と調整して記載内容を作成している。

○委員長

それをもって県と調整が済んでいると理解したのですが、そうではないのか。

○委員

私は調整について承知していない。

○事務局

ご担当と打合せを行い、内容についても確認頂き、文言の調整を行っている。

○委員

私のところには、調整内容が上がってきていなかったが、担当者が話を聞いているのか。占用許可の基準というのは定める必要があるのか。

○事務局

景観計画に基づく景観側の基準であり、従来の占用許可基準というのはそのまま残ると考えている。

事業者等が占用許可を申請する前に、安中市役所の方に景観側の確認を受けて頂く形を想定している。

○委員

道路の占用許可というのは法律に基づいた正式な行為なので、占用許可の基準とあるとちょっと違和感がある。

○事務局

景観計画に基づく景観上の基準である。

○委員

記載内容については、本庁も含め調整させて頂きたい。

○委員

県では景観重要公共施設の指定実績がないが、占用許可基準は県の基準ではないのか。

○事務局

相模原市の例を参考としているが、占用許可基準の運用につきましても、景観側の

ところでチェックするという意図である。

また、事例では景観計画上も『占用許可基準』という文言で記載している。

○委員長

景観計画は市のものであるので、市の基準で良いと思う。

いずれにしても県と調整の上、記載するようにしてほしい。

占用許可基準の文言について、事例等を参考に検討してほしい。

○委員

P84・86の位置図について、西毛広域幹線道路の完成区間を図示してほしい。

○事務局

修正する。

○委員

森林における広告について、住民と合意の上、色彩も住宅街でも商業地区でも森林でも景観上に基づくものは統一して準拠してもらうようにしてほしい。

○委員長

森林・山林の中で広告の話がなかったのは単なる記載漏れと思う。追加しておいてほしい。

○副委員長

景観重要公共施設の指定について、表中に候補が挙がっているが、この候補の中から指定するものを検討していくということではないのか。

○事務局

候補には、西毛広域幹線道路・米山公園も入っていたが、指定することとしたため、候補から外している。西毛広域幹線道路については、今回指定する以外の区間があるため、候補として引き続き検討することとした。

○副委員長

既に指定を決めているものと、今後検討するものと表中にあったりなかったりしているので、整理してほしい。

○副委員長

今回選定した施設については、その理由を記載した方が良い。

また、公園の占用許可の基準で、屋外広告物は原則白地を除外することとあるが、その理由を教えてください。

○事務局

直近でリニューアルが予定されているため米山公園を位置づけることとした。

屋外広告物の占用の基準は、県が作成した『ぐんまの風景を魅せる公共サインガイドライン』に基づいて基準を設定した。

○副委員長

包括的な書き方でとどめるのであれば同じレベルでとどめ、具体的な内容はカッコ書きとするなど、書き分けしておくとうわりやすくなると思う。

事業が推進されているから指定するということは選定理由として適切ではないので確認してほしい。

○委員長

景観重要公共施設の基本的な情報を載せたほうが良いと思う。

○副委員長

既に具体の整備計画があるのであれば、それも挙げておくと良いと思う。

○委員長

P85、「■占用許可基準」の次に【占用許可の基準】とあるが、わかりづらいため調整すること。

○委員

安中市は歴史や重要な遺産が数多く遺っているため、景観に活かしてほしい。例えば街道沿いの道標やお堂がある。そういうところを歩かせるというのも1つの景観になるので、安中のセールスポイントとして出していければ良いと思う。

○委員長

具体的に何か修正したほうが良いということか。それとも今後検討してほしいということか。

○委員

今後発展できていけば良いと思う。

○事務局

市内にはいろいろ良いものがありすぎるぐらいあると思う。景観計画に限らずいろいろなPRの方法があるため、景観計画に収まりきらず取り上げられないとしても色々切り口で発信していきたい。

### (3) 計画の実現に向けて

○委員

4月に群馬県屋外広告物条例で、景観誘導地域を新に指定したので、上位関連計画の内容に追加してほしい。

○委員

P13、市内における景観形成の取組について、県でも県管理の河川や道路における地元団体による美化活動や保全活動に対して補助金を出して後押しする取組を行っているため、追加してほしい。

○委員

景観計画について、地元の連絡協議会等に対して内容説明してほしい。

○事務局

行政書士会などに対しても説明会を計画したい。

4 その他

(1) 景観条例の検討

質疑なし

(2) 今後の進め方

○委員長

パブリックコメントが始まるが、今回の意見を受けた修正は間に合うのか。

○事務局

景観重要道路のところは間に合わないかもしれない。県との調整期間を確認する必要がある。

○委員

景観重要公共施設指定に向けた調整を行う必要がある。

県に確認したところ、景観計画の中で指定するというケースもあるとのことだが、その理由を記述する必要がある。逆に、指定だけしておいて、細かい内容については後で詰めるというやり方もあると聞いている。

○事務局

今回は指定の方針に留めておいて、今後調整が整った後に景観計画を改定して指定することも考えられる。

○委員長

そのあたりの方針は事務局のほうで考えていただくということで良いか。

修正内容についても、パブリックコメントの前に各委員にお知らせいただいた方が良い。修正の最終的な確認に関しては、委員長預かりということでお任せいただければと思うのでお願いしたい。

○委員

細かい修正事項については、追って事務局に連絡する。

○事務局

景観計画の検討案については、現時点ものをホームページなどでも公開したいと考えている。

5 閉会

以上